

## 8 経過的处理

### **【新設】(経過的处理(2)…平成 29 年 4 月 1 日前に取得等をした生産性向上設備等の特別償却又は法人税額の特別控除)**

この法令解釈通達による改正前の 42 の 12 の 5 - 1 から 42 の 12 の 5 - 8 までの取扱いは、法人が平成 29 年 4 月 1 日前に取得等をした生産性向上設備等については、なお従前の例による。

### **【解説】**

- 1 平成 28 年度の税制改正において、本制度は適用期限（平成 29 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止することとされたが、法人が同年 4 月 1 日前に取得等をした生産性向上設備等については、なお従前の例によるとする経過措置が定められている（平成 28 年改正法附則 91 ①）。

この経過措置が適用される生産性向上設備等については、この法令解釈通達による改正前の 42 の 12 の 5 - 1 から 42 の 12 の 5 - 8 までの取扱いが引き続き適用されることを本通達において念のため明らかにしている。

- 2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通（経過的处理(2)…平成 29 年 4 月 1 日前に取得等をした生産性向上設備等の特別償却又は法人税額の特別控除））を定めている。